

行政文書の作成・記録の手順 <例：決裁を要さない行政文書の作成・意思決定>

(設定) ・A課において、局長―課長―補佐―係長というラインで、審議会に対する提出資料(事務局説明資料)を作成  
 ・審議会の庶務はA課単独所管であり、他課室への合議は発生しないものとする  
 ・決裁を伴う行政文書は存在しないものとする

